

## 第5章

# 推進体制

## 1 県における推進体制

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、全ての部局に関係するとともに、あらゆる施策が男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。このため、知事を会長とし、副知事、各部長、企業局長、会計管理者、病院局長、教育長及び警察本部長で組織する「宮崎県男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。

また、男女共同参画に関する有識者からなる「宮崎県男女共同参画審議会」の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。

## 2 宮崎県男女共同参画センターの充実強化

「宮崎県男女共同参画センター」は、本県の男女共同参画社会形成のための拠点施設であり、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決するため、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するほか、各種団体等とのネットワーク拡大に努めています。今後ともその活動の充実強化を図ります。

## 3 市町村推進体制への支援、連携強化

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体であり、その果たす役割は重要です。

県は、市町村との情報交換を行い、状況把握に努めるとともに、男女共同参画計画策定についての働きかけや市町村担当職員への研修の実施、情報提供など、男女共同参画推進施策の支援を行い、連携して本県の男女共同参画を推進します。

## 4 関係機関、NPO等との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けた課題を、関係機関や「みやざき女性の活躍推進会議」などの団体、NPO等と共有し、その課題解決に向けて、互いに連携・協働しながら取組を推進していきます。

## 5 計画の進行管理

具体的施策について掲げた指標について、その進捗状況を毎年度把握し、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会において、施策の妥当性や達成度を評価していきます。

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
庁内推進会議設置市町村の数	27	19市町村	33	26市町村
男女共同参画計画を策定している市町村の数	27	16市町村	33	26市町村
女性の活躍に関する推進計画を策定している市町村の数	27	0市町村	33	26市町村